

建設観光委員会会議録

1. 日 時 平成22年9月24日(金曜日)
午後3時53分～午後3時57分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 佐々木 隆 義 委員 長 馬屋原 眞 一 副委員 長
河 村 淳 委 員 村上 健 二 委 員
田 邊 諄 祐 委 員 下 井 克 己 委 員
岩 本 明 央 委 員 萬 代 泰 生 委 員
有 道 典 広 委 員 秋 山 哲 朗 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 主 査
岡 崎 基 代 係 長
6. 説明のため出席した者の職氏名
村 田 弘 司 市 長 林 繁 美 副 市 長
坂 田 文 和 消 防 長 田 畑 龍 男 消防本部次長
西 岡 博 和 消防本部総務課長 柴 崎 隆 博 消防本部予防課長
石 津 稔 行 消防本部予防課主査

午後 3 時 5 3 分開会

委員長（佐々木隆義君） それでは只今より建設観光委員会を開催いたします。

先程の本会議におきまして本委員会に付託されました議案 1 件につきまして審査をいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん何かありましたら。

市長（村田弘司君） 別にございませぬ。よろしくお願いいたします。

委員長（佐々木隆義君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 別にありません。

委員長（佐々木隆義君） それではこれより審査を始めます。議案第 27 号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

はい、柴崎予防課長。

消防本部予防課長（柴崎隆博君） それでは、議案第 27 号美祢市手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書 27 - 1 ページ、そして参考資料の 6 ページに新旧対照表があります。お聞き願います。

議案第 27 号美祢市手数料条例の一部改正について、美祢市手数料条例、平成 20 年美祢市条例第 73 号の一部を次のように改正するものとする。平成 22 年 9 月 24 日提出の一部改正条例案を説明申し上げます前に改正理由を申し上げます。市長の議案説明のとおり、これは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の所有者等は法令で定める技術上の基準を満たし、市町村長等から設置許可等を受けなければならないとされています。市町村長等からの設置許可等については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、製造所等の容量の区分等に当たって標準手数料が定められています。今般、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたこと等により、審査事務の実費に変動が生じていることから、手数料条例の一部を改正し、当該タンクの設置許可等にかかる手数料の額を引き下げるための所用の改正を行うものでございます。

それでは、改正条例案についてご説明申し上げます。新旧対照表でアンダーラインを引いているところが改正部分でございます。次に、附則としまして、施行期日を新たに設けたものでございます。以上で改正条例案の説明を終わります。なお、美祢市には現在、対象となる屋外タンクはございません。以上です。

委員長（佐々木隆義君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） それではこれより議案第27号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（佐々木隆義君） 全員異議なしと認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決しました。

以上もちまして、本日の本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了いたします。これにて本委員会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後3時57分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月24日

建設観光委員長

副委員長 馬屋平真一